

2008（平成20）年11月13日

財団法人日弁連法務研究財団御中

山梨学院大学大学院
法務研究科長 荒牧重人

評価報告書に対する異議申立

認証評価につきましてはいろいろお世話になり、感謝しております。

本法科大学院は、今回の認証評価の結果を真摯に受けとめ、法科大学院教育の一層の充実を図っていく所存です。

ただし、10月17日付で提示された「評価報告書」において、「法令に由来する9-1-2（成績評価の厳格な実施）の基準を満たしていないため、適合していない」という評価については時期尚早であると考え、「法科大学院認証評価手続規則（改訂版）」第6条に基づき異議申立を行いますので、ご検討くださるようお願いいたします。

また、認証評価報告書のマスコミへの公表については、認証評価の手続として報告書受領後30日以内の異議申立を認めているわけですので、そのことも十分に踏まえて慎重に行うべきではないでしょうか。認証評価の趣旨や報告書の内容を吟味したとは思えない一方的な報道により、「不適合」とされた法科大学院が受けるダメージは相当のものがあることを考慮いただければ幸いです。

1 「不適合」とされた点

本法科大学院が「不適合」とされたのは、以下のように、法令に由来する「成績評価の厳格な実施」の基準を満たしていないと認定されたためである。

「再試験の成績評価基準が設定されていないために不明確・不適切な基準の設定や運用が見受けられ、厳格な成績評価に影響を及ぼしている点は改善の必要性が高い。そして、成績評価の実施については、少なくとも科目において再試験の不適切な運用等により厳格とはいえない成績評価が実施されている点は重大な問題であり、第9分野全体としては、Dと評価せざるを得ない。」(分野別評価結果及び総評)

より具体的には、「採点やプロセス評価を適切に行っている科目が相当数見られることも評価できる」が、「他方、当該法科大学院は、再試験についてその定期試験と同一問題を出題する、定期試験と同一問題をレポートで出題する、などといった再試験の実施に疑問のある例が相当数あり、また、一度D評価としながら再試験を行って全員単位取得を認める、定期試験と同一問題で再試験をして全員単位取得を認める、定期試験と同一問題をレポートで出題した上、全員単位取得を認める、再試験において択一問題数問のみ出題する、などといった対応は、厳格な成績評価とはいえない。再試験において、定期試験と同一の問題を出題することは、教育効果の点はともかく、成績評価としては不適切といわざるを得ない。」

「なお、当該法科大学院は、再試験に関して現地調査終了後の2008年9月3日の研究科委員会で申合せがなされており、改善の取り組みが見られるが、その実効性については今後の検証を待たなければならない上、試験実施細則及び再試験実施要領は、再試験において定期試験と同一の内容の出題を例外的に許す内容となっているほか、筆記試験に代えてレポートによる再試験を認めるなど、厳格な成績評価を実施する仕組みとしてなお問題が多い。」(第9分野 成績評価・修了認定 9-1-2 成績評価の厳格な実施 2 当財団の評価)

2 異議申立の趣旨 - 手続規則第6条 異議事由 にかかわって

本法科大学院は、法科大学院における成績評価の考え方、その基準や方法についての合意形成を図ってきており、安易に単位認定をしたり、進級・修了認定をしたりしているわけではないと考えている。とくに「不適合」の主要な理由であり、厳格な成績評価を「阻害」しているとされた再試験の運用については、合格水準の判断と学生の着実な学力形成との両方を図ることのできる有効な方法をさまざまな見地から模索・検討しており、本法科大学院における実施方法についても相応の根拠があると認識しているため、「不適合」との評価は時期尚早であると考えている。

その理由の第1は、貴財団による認証評価では、厳格な成績評価にかかわる基準を明示せずに、「成績評価の厳格な実施」について評価をしている点である。貴財団の認証評価委員会委員長も、「何を厳格というのか実は評価する方も分からないところがある」と言い、「評価をしていても、不合格者、進級できない者を一人も出さないのはおかしいだろうと言えても、では、何名不合格者を出せば厳格な成績評価と言えるのか、これは基準ができないという悩みがある。（司法試験委員会会議（第33回）議事要旨）と率直に述べている。本法科大学院でも、同様の「悩み」を抱えている。「成績評価の厳格な実施」認証評価を行うのであれば、それにかかわる基準を明示して実施すべきではないであろうか。もし修了認定の基準が新司法試験の合格レベル、あるいは3回の受験機会のうちに合格できるレベルというのであれば、新司法試験が競争試験であるがゆえに、合格レベルの設定は簡単ではないであろう。

第2に、日本において、成績評価に関する第三者評価の歴史は浅く、評価の基準や方法が確立しているとはいえず、また共通の認識も十分に形成されておらず、さらには法科大学院教育も発足したばかりで授業や成績評価の方法等も模索中である現状において、成績評価にかかわる認証評価は法科大学院修了に必要な資質や能力、その形成のための教育課程の内容や実施のありよう等とも関連させて慎重に行うべきである。しかも成績評価は教育の一環であるがゆえに、日本国憲法および学校教育の原理に基づく教員の自主性・自律性を尊重しながら、学生への教育効果と法科大学院の社会的な使命を踏まえて成績評価が行えるようにすべきである。教育効果を考慮しない成績評価は単なる「足きり」になってしまう。

第3に、担当教員がこれまでの模索のなかで一番効果的であるとする試験および評価の方法について、同一問題を使用しているというような形式的な理由で否定してしまえば、かえって法科大学院教育の画一化と形式化を招く結果になるおそれがある。

以下、「認証評価報告書原案に対する意見書」（9月25日提出）とも重複する部分はあるが、もう少し詳しく異議申立の理由を説明していく。

3 本法科大学院の成績評価の現状について **- 手続規則第6条 異議事由 にかかわって**

(1) 再試験実施の基準と実際

「再試験の成績評価基準が設定されていないために不明確・不適切な基準の設定や運用が見受けられ、厳格な成績評価に影響を及ぼしている」と指摘されているが、研究科委員会の合意に基づく、これまでの運用は以下のとおりである。

再試験の前提として、それが「救済試験」ではないという合意のもとで（学生にも『法科大学院要覧』等で周知している）対象者は、シラバスに提示し

た「成績評価の基準と方法」に従って採点した結果、D（不可）評価を予定する履修者で、試験での失敗がなければ合格点に達すると思われる者（合格留保者）である。対象者は、合否のボーダーラインにいる学生であって、合格水準にかけ離れている学生を再試験の対象者にしていたわけではない。そして、成績評価水準は定期試験と同レベルとし、再試験の合格者の評価はCとする。再試験の成績評価基準がまったく設定されていないわけではない。

また、再試験の実施および対象者の選定の第一義的な判断は担当教員に委ねられてはいるものの、各教員から提出された再試験リストに対して研究科長がその都度チェックし、疑問が生じた科目あるいは再試験の対象者が多い科目については担当教員に説明・是正を求めている。従って、まったく担当教員任せということではない。

（２）再試験の方法と成績評価

再試験において定期試験と同一問題を使用すること、レポート試験で実施することなどについては、本法科大学院でも議論があった。この議論は、認証評価の段階では継続しており、定期試験と同一問題による再試験の実施について、担当教員が合理的な理由を説明しうるのであれば実施を否定していなかった。もっとも、定期試験と同一の問題を出すことにより、再試験対象者は試験の際に既に考察したことのある問題を解答する点、あるいは定期試験において既に1時間ないし2時間考察しているため、定期試験の際よりも多くの解答時間で試験を受けることになるという点などで、定期試験時と同一の条件での受験というわけではないことはたしかである。しかしながら、法科大学院における本試験問題のほとんどは、 \times 式等による単なる知識を問うものではなく、実際の裁判や事件を素材にして、学説や判例の基礎的な知識をもとにした事例分析・法的思考・論理的表現等に関する能力を問うものであるため、同一の問題を出題したからといって一つの正解があるわけでもないし、学生間に不公平が生じるとは必ずしもいえない。

他方で、少し時間をかけて解答すれば合格できるだけの能力があるか否かを判断したり、定期試験でどこを間違い、何が不足していたのかなどを理解させたりするには、同一の問題での再試験が有効な方法であるということも否定できない。

定期試験と同一の問題によるレポート試験については、主に民法法分野で行われているので、「民法総合」の事例を具体的に示しておこう（別紙『参考資料』を参照。非公開）。この「民法総合」では、定期試験と同一の問題によるレポート試験を行っているが、それは新たに問題を作成することが面倒であるというような安易な理由ではなく、教育効果をも考慮した方法であり、レポート試験に加えて口頭試問を行い、レポートの内容や到達点を審査した上で最終評価をしている。当該科目の担当教員は、再試験についてさまざま模索した結果、この方法が合格水準の判断と学生の着実な学力形成との両方

を図ることのできる有効な方法であると考え実施している。この方法で合否のボーダーラインにいる学力水準の学生に対し、不合格にして再履修とするよりはその学力を確実なものにして単位認定し次の段階に進める方が教育効果は確実に上がる場合もみられたためである。本法科大学院としては、現段階で担当教員たちが本当に苦心しながら実施し効果があると確信する方法を否定するのは時期尚早であるし、慎重な検証が必要であると考えている。

これまで実施している再試験は、対象になる学生の成績が合否のボーダーラインにあり、再試験の実施に伴う教育・指導により合格圏内に入ってくる見込みのある学生に対して実施してきた。つまり、当該科目の学力の形成をより確実にし、単位取得の水準に到達させることを目指して実施している場合が多い。このことが再試験で多くの場合に成績評価がC（可）になる理由の一つである。

以上のことは、一旦入学させた学生に対し、一定水準の教育効果をもたらせながら到達目標を達成させ、能力と資質を高めようとする、大学の教育機関としての責務を背景にしている。

4 認証評価結果にかかわる改善策について

本年6月16日から18日に実施された認証評価機関による現地調査時の講評で指摘された事項のうち、評価基準項目「9-1-1 厳格な成績評価基準の設定・開示」および評価基準項目「9-1-2 成績評価の厳格な実施」に関しては、次のような措置を講じた。

現地調査時の講評で定期試験の実施に関する根拠に乏しいとの指摘がなされたため、7月9日開催の第5回法務研究科委員会において、2008（平成20）年度前期試験の実施にむけて、これまでの試験実施方法を文書化した「試験実施細則」を定めた。

また、厳格な成績評価をより組織的にかつ客観的に行うため、成績評価に関するプロセス評価の重要性に鑑み、「プロセス評価の様式」を定め、形式として統一することにより成績評価の妥当性を研究科全体で検証できるようにし、これを全教員に対して提出を義務付けることとして合意した。これは2008（平成20）年度前期試験から実施している。

さらに、認証評価機関による報告書原案（8月23日付）の到達後は、当該原案に記載の再試験の成績評価基準が設定されていないとされることに対する措置として、9月3日開催の第6回法務研究科委員会において、「再試験実施要領」を定めた。なお、再試験実施要領については、当該研究科委員会開催日が前期の追・再試験実施中であったことから、後期の追・再試験より適用することとした。

しかしながら、認証評価報告書では、「再試験に関して……改善の取り組みが見られるが、その実効性については今後の検証を待たなければならない上、試

試験実施細則及び再試験実施要領は、再試験において定期試験と同一の内容の出題を例外的に許す内容となっているほか、筆記試験に代えてレポートによる再試験を認めるなど、厳格な成績評価を実施する仕組みとしてなお問題が多い。」と指摘された。

この認証評価結果には上記のとおり異議はあるものの、認証評価の趣旨に鑑み、成績評価の実施について改めて検討した。そして、法科大学院が教育機関であり、学生の教育効果という点を踏まえること、ならびに法曹養成における法科大学院の社会的な意義と役割を果たしていくこと等も考慮して、「試験実施細則」(添付資料1)および「再試験実施要領」(添付資料2)ならびに「法務研究科における成績評価の基準(法務研究科委員会申し合わせ)」(添付資料3)について、11月12日開催の法務研究科委員会で改正した。

これらの根拠となる規程等の改正のうち、とくに「再試験」にかかわっては、再試験を実施する場合は筆記試験に限定し他の試験方法を用いないこと(ただし、筆記試験の効果を測定するための面接試験の併用を除く)再試験の実施にあたっては定期試験と同一の問題を使用しないことである。加えて、再試験の成績評価のレベルは定期試験と同じとし、合格した場合の成績評価はC(可)とすることを改めて確認した。このことについては、在学生に対して明確に説明を行ったうえ、本年度後期試験から適用することになっている。

引き続き本法科大学院では、公平で厳格な成績評価という点でできるだけ疑問の生じることのないよう、かつ学生の教育効果が上がるような、試験の実施や成績評価のあり方について、今後も検討し実施していく所存である。その際、入学試験において学生の能力や資質を適切に選考できなかった問題、あるいは入学後の授業や指導において適切かつ十分に教育できなかった問題等を学生の責任に転嫁することのないように留意していきたい。また、とくに修了認定においては、法曹としての「学力(能力)」を問うても「倫理」を問うことのない司法試験に合格できるか否かを唯一の基準にして合格率を上げるための修了認定を行うことのないよう留意していきたい。

【添付資料 1】

大学院法務研究科試験実施細則

(平成20年7月9日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨学院大学大学院学則第11条の規定に基づき、法務研究科に開設する授業科目に係る試験の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(試験の種類および実施方法)

第2条 試験は定期試験及び追・再試験として、授業科目ごと、厳格かつ公正に実施する。

2 前項に定める試験のほか、授業科目担当者が必要と認めるときは、授業中、随時、試験を行うことがある。

3 試験は、筆記試験または口述試験、もしくは研究報告(レポート)等、適切な方法によって行う。ただし、法律基本科目については、筆記試験を行うものとする。

(定期試験)

第3条 定期試験とは、各学期末に実施する試験をいい、学年歴に基づき夏季休暇前および学年末に行う。

(追試験)

第4条 追試験とは、定期試験をやむを得ない理由のため受験できなかった場合に、所定の手続(「試験欠席届」による届出)を経て研究科委員会に受験を認められた者に対して実施される試験をいう。

2 届出には、公的機関及びそれに準ずると認められる証明書の添付を求める。なお、研究科委員会が正当な欠席理由として認めるものは、下記に掲げる事例のとおりとする。

欠席理由	必要書類
親族(3親等以内)の死亡若しくは葬儀	会葬礼状等(葬儀日程等が確認できる印刷物)
疾病等	診断書
交通事故	事故証明書
列車等公共交通機関の遅延	遅延証明書(駅等で発行)
その他	試験欠席理由を証明する文書または証明可能な書類(証明する書類の記載内容に基づき、追試験実施の可否を研究科委員会で判断する。)

3 追試験は、定期試験の期間終了後、学年歴に定める所定の日時に実施する。

(追試験の実施手続)

第5条 定期試験を正当な理由により欠席し追試験を受験するためには、欠席事由を証明する書類を添えて「試験欠席届」(1科目に1枚)を提出しなければならない。

2 届出は、原則として、該当する授業科目の試験終了後3日以内とする。なお、このほか、届出期間を指定する場合がある。

3 授業科目担当者は、第4条に基づく追試験の届出があった場合には、追試験を実施しなければならない。ただし、定期試験以外の成績評価基準について相応しいと認められる水準に到達していない者、定期試験を放棄し受験しなかった者など、追試験を受験することが不相当と認められた者に、追試験を実施してはならない。

4 追試験受験の可否を決定するに際し、必要があるときは本人を呼び出して事情聴取をすることがある。

5 追試験の成績評価は、通常の試験に準ずるものとする。

6 追試験を欠席した者に対し、再度の追試験は実施しない。

7 追試験の手数料は、徴収しない。

(再試験)

第6条 再試験とは、定期試験の実施後、授業科目担当者が成績評価基準に照らしD(不可)評価を予定する履修者のうち、当該授業科目の合否判定に関し、再度、教育効果の測定を必要と判断した者に対して実施する試験をいう。なお、授業科目担当者は、この再試験実施の趣旨を踏まえ、単位付与を前提とする事実上の救済試験とならぬよう熟慮のうえ実施することとする。

2 再試験は、定期試験の期間終了後、学年歴に定める所定の日時に実施する。

(再試験の実施手続)

- 第7条 再試験の実施および対象学生の受験については、授業科目担当者が判断する。なお、複数の教員で担当する授業科目については、担当者全員の合意によるものとする。
- 2 定期試験以外の成績評価基準について相応しいと認められる水準に到達していない者、定期試験を放棄し受験しなかった者など、再試験を受験することが不適当と認められた者に再試験を実施してはならない。
 - 3 再試験受験の可否を決定するに際し、必要があるときは本人を呼び出して事情聴取をすることがある。
 - 4 授業科目担当者は、再試験の実施および対象学生について研究科長に届けなければならない。その際、研究科長は意見を述べるができる。
 - 5 再試験を実施の結果、当該科目に合格した者の成績評価は、C(可)とする。
 - 6 再試験の受験を許可された者は、所定の手数料(1科目につき1,000円)を納入しなければならない。なお、一旦納入した手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

(受験資格)

第8条 次の各号に該当するときは、いかなる場合も試験の受験資格を与えない。

- (1) 学生証(身分証明書)の提示がない者
- (2) 履修登録のない科目
- (3) 学費等納入金の納付義務を怠っている者
- (4) 所定の出席時数を充足していない者

(不正行為)

- 第9条 試験の厳格かつ公正な実施のため、行為者への事情聴取の結果、試験及びレポート等において不正行為の事実が認定されたときは、その後の受験を停止し、当該学期のすべての授業科目に対する受験の事実を無効とする。
- 2 授業科目担当者より事前に許可のないレポート等の共同作成は、不正行為とみなす。
 - 3 不正行為を行った者は全学に公示され、学則第43条に基づき懲戒を行う。

(成績評価)

第10条 学業成績の評価は、定期試験の結果を踏まえ、授業科目ごとシラバスに掲載の成績評価基準に基づき、次の区分に従って総合的に評価する。なお、複数の教員で担当する授業科目については、担当者全員の合意により学業成績の評価を決定する。

100点	-	90点	(秀)	合格
89点	-	80点	A(優)	
79点	-	70点	B(良)	
69点	-	60点	C(可)	
59点	-	0点	D(不可)	
				不合格

- 2 授業科目を履修し当該授業科目の試験に合格した者には、学業成績の評価と所定の単位が与えられる。
- 3 成績評価に関する問い合わせ、異議申立ておよび審査請求に関する内規は、別に定める。

(結果の講評)

第11条 授業科目担当者は、試験の実施後、以降の学生の学修活動に資するため、添削済あるいは採点済の答案の返却(当該答案の写しの返却を含む)、解答例の提示、設問に対する解説など、当該授業科目にふさわしい方法により、履修学生に対して適切な講評を行うものとする。

(細則の改廃)

第12条 この細則の改廃は、研究科委員会の議を経なければならない。

附 則
この細則は、平成20年7月9日から施行する。

附 則
この細則は、平成20年11月12日から施行する。

【添付資料 2】

大学院法務研究科再試験実施要領

(平成20年9月3日
法務研究科委員会申し合わせ)

(趣旨)

第1条 この実施要領は、山梨学院大学大学院学則(以下、「学則」という。)第11条、および山梨学院大学大学院履修規程(以下、「履修規程」という。)第3条、ならびに山梨学院大学大学院法務研究科試験実施細則(以下、「試験実施細則」という。)に基づき、法務研究科における再試験の実施に際し、必要な事項を定めることを目的とする。

(再試験)

第2条 再試験とは、試験実施細則第6条の定めに従い、定期試験の実施後、授業科目担当者が成績評価基準に照らしD(不可)評価を予定する履修者のうち、当該授業科目の可否判定に関し、再度、教育効果の測定を必要と判断した者に対して実施する試験をいう。

2 再試験を実施する授業科目担当者は、再試験実施の趣旨を踏まえ、単位付与を前提とする事実上の救済試験とならぬよう熟慮のうえ実施することとする。

3 再試験は、学則第11条および履修規程第3条第2号ならびに試験実施細則第2条第3項の定めにかかわらず、筆記試験によって行うこととする。なお、筆記試験における答案の記載内容についての確認を行うため、前述の実施方法に個別面接を加えて実施することができる。

4 再試験は、定期試験と同一の内容で出題をしてはならない。

5 再試験の成績評価基準は、定期試験の成績評価基準と同じとし、合格した場合の成績評価はC(可)とする。

6 再試験は、定期試験の期間終了後、学年歴に定める所定の日時に実施する。

(授業科目担当者の責務)

第3条 再試験の実施および対象学生の受験については、授業科目担当者が判断する。なお、複数の教員で担当する授業科目については、担当者全員の合意によるものとする。

2 定期試験以外の成績評価基準について相応しいと認められる水準に到達していない者、定期試験を放棄し受験しなかった者など、再試験を受験することが不適当と認められた者に再試験を実施してはならない。

3 授業科目担当者が再試験の実施等に関し決定する際、必要があるときは対象となる学生本人を呼び出し、事情聴取等の適切な方法により、再試験実施の可否の判断に必要な事実の確認を行うことができる。

4 授業科目担当者は、再試験の実施および対象学生について研究科長に届出なければならない。

5 再試験は、授業科目担当者が責任を持って実施することとする。

6 授業科目担当者は、再試験実施の後、所定の期日までに、実施結果および対象学生の成績評価の結果について、研究科長に届出なければならない。

7 授業科目担当者は、第4条または第6条の定めに基づく確認、意見、事情聴取に真摯に対応し、再試験を実施することとする。ただし、授業科目担当者は、第6条第5項に定めによる研究科委員会の審議結果については、学則第38条の2および山梨学院大学大学院研究科委員会規程(以下、「研究科委員会規程」という。)の定めに従い、履行しなければならない。

(研究科長の責務)

第4条 研究科長は、再試験の実施状況および再試験対象学生の成績評価(以下、「再試験の実施状況等」という。)についての正当性・妥当性を担保するため、授業科目担当者に対し事実の確認を行うことができる。

2 研究科長は、再試験の実施状況等についての正当性・妥当性を担保するため、授業科目担当者に対し事実の確認に基づいた意見を述べるることができる。

3 研究科長は、必要があるときは再試験を実施する授業科目担当者、あるいは再試験の対象となる学生本人を呼び出し、再試験の実施状況等について、事情聴取を行うことができる。

(再試験審査委員会)

第5条 研究科長は、再試験の実施状況等についての正当性・妥当性を確認するため、研究科委員会に再試験審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を組織し、意見を求めることができる。

2 審査委員会は、研究科長、教務小委員長、研究科委員会より互選された者の3名で構成する。

3 審査委員会の委員長は、研究科長とする。なお、研究科長に事故あるときは、教務小委員長がこれに代わる。

4 審査委員会の委員は、自らが担当する授業科目について、意見を述べるできない。

(再試験審査委員会の責務)

- 第 6 条 審査委員会は、再試験の実施状況等についての正当性・妥当性を担保するため、授業科目担当者に対し事実の確認を行うことができる。
- 2 審査委員会は、再試験の実施状況等についての正当性・妥当性を担保するため、授業科目担当者に対し事実の確認に基づいた意見を述べることができる。
 - 3 審査委員会は、必要があるときは再試験を実施する授業科目担当者、あるいは再試験の対象となる学生本人を呼び出し、再試験の実施状況等について、事情聴取を行うことができる。
 - 4 審査委員会は、審査内容が重要であり必要と認めるときは、研究科長に研究科委員会の召集を求めることができる。
 - 5 研究科長は、審査委員会より研究科委員会の召集の求めがなされたときは、山梨学院大学大学院研究科委員会規程第 3 条に基づき研究科委員会を招集し、当該審査事項について審議の提案を行う。

(対象学生の受験資格および手続)

- 第 7 条 次の各号に該当するときは、いかなる場合も再試験の受験資格を与えない。
- (1) 再試験の受験を許可されていない者
 - (2) 学生証(身分証明書)の提示がない者
 - (3) 再試験受験票の提示のない者
 - (4) 履修登録のない授業科目
 - (5) 学費等納入金の納付義務を怠っている者
 - (6) 所定の出席時数を充足していない者
- 2 再試験の受験を許可された対象学生は、試験実施細則第 7 条第 6 項に定める所定の手数料(1 科目につき 1,000 円)を納入しなければならない。なお、一旦納入した手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

(対象学生の不正行為)

- 第 8 条 再試験の厳格かつ公正な実施のため、行為者への事情聴取の結果、試験及びレポート等において不正行為の事実が認定されたときは、その後の再試験の受験を停止し、当該学期のすべての授業科目に対する試験(再試験に限定しない)の受験事実を無効とする。
- 2 授業科目担当者より事前に許可のないレポート等の共同作成は、不正行為とみなす。
 - 3 不正行為を行った者は全学に公示され、学則第 4 3 条、履修規程第 3 条第 3 項、試験実施細則第 9 条第 3 項に基づき懲戒を行う。

(成績評価)

- 第 9 条 再試験を実施の結果、当該科目に合格した者には、履修規程第 3 条第 4 項、試験実施細則第 10 条第 1 項の定めにかかわらず、試験実施細則第 7 条第 5 項の定めに基づき、学業成績について C(可)の評価と所定の単位が与えられる。
- 2 再試験を実施の結果、当該科目について不合格となった者の成績評価は、D(不可)とし、所定の単位は認定しない。
 - 3 成績評価に関する問い合わせ、異議申立ておよび審査請求については、別に定める「成績評価に関する問い合わせ、異議申立ておよび審査請求に関する内規(平成 19 年 11 月 14 日制定)」による。

(結果の講評)

- 第 10 条 授業科目担当者は、再試験の実施後、以降の学生の学修活動に資するため、添削済あるいは採点済の答案の返却(当該答案の写しの返却を含む)、解答例の提示、設問に対する解説など、当該授業科目にふさわしい方法により、対象学生に対して適切な講評を行うものとする。

(細則の改廃)

- 第 11 条 この実施要領の改廃は、研究科委員会の議を経なければならない。

附 則
この実施要領は、平成 20 年 9 月 4 日から施行する。

附 則
この実施要領は、平成 20 年 11 月 12 日から施行する。

【添付資料 3】

山梨学院大学大学院法務研究科における成績評価の基準（改定）

法務研究科委員会申し合わせ
(2008年11月12日)

1 基準を改定する理由

財団法人日弁連法務研究財団による認証評価の結果を受け(10月17日付)公正かつ厳格な成績評価の実施をいっそう促進するため、2007年2月14日付で申し合わせた法務研究科における成績評価の基準について、以下のとおり改定のうえ申し合わせる。

2 成績評価基準の基本的考え方

(1) 成績評価の基本

合否(単位を認めるかどうか)についての評価は絶対評価とする。この場合に基準となるのは、次に述べる各科目(科目類型)の到達目標である。

単位を認定する(C評価以上)と決めた学生についての成績評価は、相対評価を原則とする。

相対評価の場合の比率は、 : 10%、A : 20%、B : 40%、C : 30%を数値基準とする。

この数値基準の取扱いは相対評価の比率としての「めやす」であるが、この比率から著しく乖離する評価は避ける。

選択科目として開設している授業科目の中には、受講者が10名未満の科目もあり、この数値基準を遵守できないことも想定されるが、可能な限りこの「めやす」に準拠した成績評価を行うこととする。なお、受講者が10名以上の科目については、例外的な取扱いは認めない。

(2) 科目(科目群)の到達目標について

基礎科目： 未修者が当該科目に関する法制度、法理を理解し、条文の趣旨やその解釈・適用に関する重要な問題点を理解して、総合の授業に適切に参加できる基礎力を養うこと。

総合科目： 当該科目に関する条文等の解釈・適用に関わる主要な判例・学説の考え方や対立点を理解することにより、実務的問題を考え、解決していく応用力を身につけること。

演習科目： 基礎及び総合で身につけた基礎力・応用力を活用して、実務で扱うこととなる実践的問題について、資料を読み、基本判例や学説等を考慮し、法文を解釈することにより適切に解決できるだけの力をつける。

3 成績評価の実際的基準について

成績評価における主要な考慮要素は、定期試験、授業内テスト、レポート、報告、授業での発言等のコミュニケーション能力、授業への参加の姿勢等、の4項目とする。

これらをシラバスで、%で示しておき、そのとおりに実施することを基本とする。ただし、授業展開のなかで定期試験の比重を変えるべき特段の事情があれば、これを必ず事前に学生に説明、周知すること。

(1) 基礎科目群

(学生の基礎的理解を図ることが主目的であり、講義が中心になると考えられる科目である)

定期試験 60~70% 授業内テスト、レポート、報告 10~20% 授業での発言等の
コミュニケーション能力 授業への参加の姿勢(予習、出席など) あわせて10%~20%

(2) 総合科目群

(講義で学生の理解を図りつつ、レポートや判例報告など学生の積極的参加によって総合的理解を促すことが重要な科目である)

定期試験 50～60% 授業内テスト、レポート、報告 20～40% 授業での発言等のコミュニケーション能力 授業への参加の姿勢(予習、出席など) あわせて10%～20%

(3) 演習科目群

(「演習」という言葉は使っていないとも、主として学生のプラクティスが授業の柱となる科目を含む)

定期試験及び 授業内テスト、レポート、報告 あわせて50～70% 授業での発言等のコミュニケーション能力 10～20% 授業への参加の姿勢(予習、出席など) 20%～30%

4 選択科目の評価について

各々の科目の特性ないし担当教員の授業のやり方に応じて、基礎科目群準拠、総合科目群準拠、演習科目群準拠、という方式をとることを基本とする。ただし、科目の特性により独自の基準を設けることを妨げない。

5 シラバスについて

シラバスでは、科目の到達目標を具体的に示したうえで、各科目について担当者がこの成績評価の基準に準拠して成績評価基準を決め、明示することとする。

6 欠席の取扱いについて

病休、忌引きなどを除く自己都合欠席については、15回中3回を限度とし、理由の有無にかかわらず5回以上欠席したら定期試験を受験させないことを原則とする。

ただし、5回以上欠席した場合であっても、特段の事情があり、かつ個別指導を受けるなどして欠席時数分に相当する学習成果をあげていると認められる学生は、研究科委員会の判断により受験させることができる。

7 成績評価の根拠になった資料の提出について

公正かつ厳格な成績評価を保証するものとして、以下の資料を必ず提出すること。

これらの資料は成績評価の具体的な根拠となるほか、FDに関する検討資料としても利用する。

成績報告書

履修登録者名簿(学生の出欠状況を記載したもの)

成績評価(プロセス)表(所定様式)

試験問題(出題の具体的内容:レポート課題を含む)

試験・レポートの採点済答案(添削をして返却をする場合は写しを提出)

8 成績評価に基づくフォローアップについて

定期試験あるいはレポートを実施の場合、「答案の返却」、「講評の実施」、「評価のポイントとなる点の公表」、「解答例の公表」などの方法により、必ず学生へのフォローアップを行うこととする。

9 成績評価に関する問い合わせ、異議申立および審査請求

『成績評価に関する問い合わせ、異議申立および審査請求に関する内規』に基づき、学生からの成績評価に関する問い合わせ、異議申立および審査請求があった場合には、これに真摯に対応することとする。